

●東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁は、区域を指定し、災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)まで建築の制限・禁止を行えるよう特例措置を設ける。

施策の現状・背景

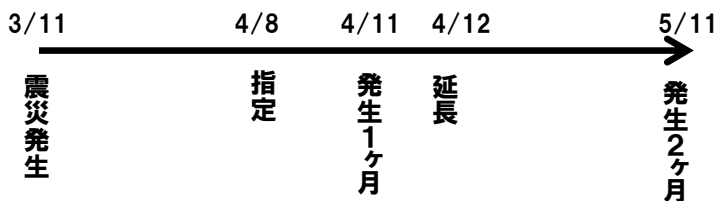
被災地域における市街地の健全な復興の支障となるような建築を防止するため、建築基準法第84条により、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間においては、特定行政庁は区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる(延長の場合、最長で2ヶ月まで可能)。

【東日本大震災における宮城県・石巻市の状況】

平成23年3月11日(金) 東日本大震災の発生

4月 8日(金) 建築制限区域・期間の指定(~11日)

4月12日(火) 建築制限区域・期間の指定を1ヶ月延長(~5月11日)



- 通常の災害では、被災後2ヶ月以内に復興に向けたまちづくりの方針を定め、被災後最長2年の建築制限が可能となる被災市街地復興推進地域を都市計画決定することが見込まれる
- 東日本大震災で未曾有の甚大な被害を受けた市町村には、都市計画の方針の策定や諸手続の実施が困難な地域もあり、実質的に2ヶ月以内の都市計画決定は不可能な状況。
期間の延長が必要である旨、宮城県からの要望(4月8日付)。

法律の概要

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、**災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)以内の期間**に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できることとする。

